

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和元年七月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年三月四日奈良県指令郡土第二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月二十五日郡土第五九二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市小瀬町五二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市小瀬町五三六番地

中井恒利

一 許可番号

平成三十年六月十四日奈良県指令郡土第八一―五五号

令和元年六月十四日奈良県指令郡土第八一―五五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月二十六日郡土第五九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市生駒台北二五番一及び二五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西成区岸里東一丁目一九番四号

アンビシヤスマネジメント株式会社 代表取締役 小西正也